

平成30年

第1回市議会定例会 議案第72号

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および  
運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する  
基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月26日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および  
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

函館市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備および運営に関する  
基準等を定める条例（平成25年函館市条例第14号）の一部を次の  
ように改正する。

目次中「第168条」を「第167条の2」に，

「第13章 共同生活援助」を

「第13章 就労定着支援

第1節 基本方針（第194条の2）

第2節 人員に関する基準（第194条の3・第194条の  
4）

第3節 設備に関する基準（第194条の5）

第4節 運営に関する基準（第194条の6～第194条の  
12）

第14章 自立生活援助」に，

第1節 基本方針（第194条の13）

第2節 人員に関する基準（第194条の14・第194条  
の15）

第3節 設備に関する基準（第194条の16）

第4節 運営に関する基準（第194条の17～第194条

の 20)

第 15 章 共同生活援助」

「第 5 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針ならびに人員，設備および運営に関する基準」を

「第 5 節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針ならびに人員，設備および運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨および基本方針（第 201 条の 2・第 201 条の 3）

第 2 款 人員に関する基準（第 201 条の 4・第 201 条の 5）に，

第 3 款 設備に関する基準（第 201 条の 6）

第 4 款 運営に関する基準（第 201 条の 7～第 201 条の 11）

第 6 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針ならびに人員，設備および運営に関する基準」

「第 201 条の 2・第 201 条の 3」を「第 201 条の 12・第 201 条の 13」に，「第 201 条の 4・第 201 条の 5」を「第 201 条の 14・第 201 条の 15」に，「第 201 条の 6」を「第 201 条の 16」に，「第 201 条の 7～第 201 条の 12」を「第 201 条の 17～第 201 条の 22」に，「第 14 章」を「第 16 章」に，「第 15 章」を「第 17 章」に，「第 16 章」を「第 18 章」に改める。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 5 条第 2 1 項」を「第 5 条第 2 3 項」に改め，同項第 16 号中「指定放課後等デイサービスの事業」の後ろに「，同令第 7 1 条の 7 に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加える。

第 3 条第 1 項中「第 13 章」を「第 15 章」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 201 条の 2 および第 201 条の 10 第 2 項」を「第 201 条の 12 および第 201 条の 20 第 2 項」に改める。

第 80 条第 1 項第 2 号中「第 16 章」を「第 18 章」に改める。

第 87 条の次に次の 1 条を加える。

(職場への定着のための支援の実施)

第87条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第100条第1項第2号中「または第201条の4第1項」を「、第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者または第201条の14第1項」に改め、同号ア中「または第201条の2」を「、第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助または第201条の12」に、「)または」を「)」、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第201条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）または」に、「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改め、同条第2項第2号中「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」の後ろに「（第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）」を加え、同号ア中「指定自立訓練（生活訓練）等」の後ろに「（第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）」を加え、「の利用者の数および」を「（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数および」に改め、同条第3項第1号中「第196条第1項に規定する」を削り、「第201条の4第1項に規定する」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、」に改め、同号ア中「第201条の2」を「第201条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第201条の12」に改める。

第109条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改める。

第114条第4項中「専任かつ」を削る。

第120条第1項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第121条の見出しを「（重度障害者等包括支援計画の作成）」に改め、同条第1項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「から第3項まで」を「および第2項」に、「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同項を同条第4項とする。

第142条中「，施行規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第149条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第152条中「，施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第159条中「第88条」を「第87条の2」に改める。

第168条第2項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削り、第10章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第167条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第172条中「第86条」の後ろに「，第87条，第88条」を加える。

第16章を第18章とし、第15章を第17章とし、第14章を第16章とする。

第199条第3項中「利用者の」を「当該利用者の」に改め、「家事等」の後ろに「（指定共同生活援助として提供される介護または家事等を除く。）」を加える。

第201条の12中「第201条の12」を「第201条の22」に改め、第13章第5節第4款中同条を第201条の22とし、第201条の11を第201条の21とし、第201条の8から第201条の10までを10条ずつ繰り下げる。

第201条の7第1項中「第201条の9」を「第201条の19」に改め、同条を第201条の17とし、第13章第5節第3款中第201条の6を第201条の16とし、同節第2款中第201条の5を第201条の15とし、第201条の4を第201条の14とし、同節第1款中第201条の3を第201条の13とする。

第201条の2中「前節」を「第4節」に、「第201条の12」を「第201条の22」に、「第201条の4第1項」を「第201条の14第1項」に改め、同条を第201条の12とする。

第13章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準

第1款 この節の趣旨および基本方針

（この節の趣旨）

第201条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針ならびに人員、設備および運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第201条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の

支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境および地域住民との交流の下で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第201条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、アまたはイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30  
またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間および深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間および深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人または生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項および第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項および第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第201条の5 第197条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

### 第3款 設備に関する基準

（設備）

第201条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設または病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただ

し、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

9 ユニットには、居室および居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

#### 第4款 運営に関する基準

(実施主体)

第201条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第99条に規定する指定短期入所（第100条第1項に規定する併設事業所または同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

(介護および家事等)

第201条の8 介護は、利用者の身体および精神の状況に応じ、当該利

用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護または家事等に従事させなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護または家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護または家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第201条の9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体および精神の状況またはその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者または他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（協議の場の設置等）

第201条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認

めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し，協議会等による評価を受けるとともに，協議会等から必要な要望，助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は，前項の報告，評価，要望，助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第201条の11 第10条，第12条，第13条，第15条から第18条まで，第21条，第24条，第29条，第37条から第42条まで，第55条，第60条，第62条，第68条，第72条，第75条から第77条まで，第90条，第92条，第94条，第157条の2，第198条の2から第198条の6までおよび第199条の3から第200条の4までの規定は，日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において，第10条第1項中「第32条」とあるのは「第201条の11において準用する第199条の3」と，第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第1項」と，第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第198条の4第2項」と，第60条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と，第77条第2項第1号中「第60条」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する第60条」と，「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と，同項第2号中「第55条第1項」とあるのは「第201条の11において準用する第55条第1項」と，同項第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する第90条」と，同項第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する第75条第2項」と，同項第5号および第6号中「次条」とあるのは「第201条の11」と，第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第201条の11において準用する第200条の4第1項の協力医療機関および同条第2項の協力歯科医

療機関」と、第157条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者および基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

### 第13章 就労定着支援

#### 第1節 基本方針

第194条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第194条の3 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者

が、生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型または就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け，かつ，指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては，当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業および生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて，次に掲げる員数を，サービス管理責任者として置くこととする。

- (1) 利用者の数が60以下 1以上
  - (2) 利用者の数が61以上 1に，利用者の数が60を超えて40またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 3 前2項の利用者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。
- 4 第1項に規定する就労定着支援員および第2項に規定するサービス管理責任者は，専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし，利用者の支援に支障がない場合は，この限りでない。
- 5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち，1人以上は，常勤でなければならない。

（準用）

第194条の4 第52条の規定は，指定就労定着支援の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

（設備および備品等）

第194条の5 指定就労定着支援事業者は，事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに，指定就労定着支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。

### 第4節 運営に関する基準

（サービス管理責任者の責務）

第194条の6 サービス管理責任者は、第194条の12において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。

(実施主体)

第194条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第194条の8 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着および就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整および連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導および助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第194条の9 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職

後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第194条の10 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数および職務の内容
- (3) 営業日および営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法および内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第194条の11 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- (2) 次条において読み替えて準用する第60条第1項に規定する就労定着支援計画
- (3) 次条において準用する第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第194条の12 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条および第68条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条の12において準用する第22条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

## 第14章 自立生活援助

### 第1節 基本方針

第194条の13 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回または随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供および助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況およびその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第194条の14 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活

援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
  - (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、アまたはイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれアまたはイに掲げる数
    - ア 利用者の数が30以下 1以上
    - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25またはその端数を増すごとに1とする。
  - 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
  - 4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第194条の15 第52条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

(準用)

第194条の16 第194条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

### 第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第194条の17 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練または共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障害者支援施設または指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第194条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供および助言ならびに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活または社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第194条の19 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況および障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第194条の20 第10条から第24条まで、第30条、第34条から第42条まで、第59条、第60条、第62条、第68条、第194条の6、第194条の10および第194条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第194条の20において準用する第194条の10」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条の20において準用する次条第1項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

附則第3条中「第201条の6」を「第201条の16」に改める。

附則第4条第1項および第2項各号列記以外の部分中「第199条第

3項」の後ろに「および第201条の8第4項」を、「指定共同生活援助事業所」の後ろに「または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」を加え、「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第3項中「エまで」の後ろに「および第201条の4第1項第2号イからエまで」を加える。

附則第5条中「第201条の6」を「第201条の16」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、就労定着支援および自立生活援助ならびに日中サービス支援型指定共同生活援助に関する基準を定め、ならびに指定生活介護事業者が実施すべき職場への定着のための支援に係る運営の基準に関する規定、指定短期入所の事業の人員の基準に関する規定等を整備するため